

## よくあるご質問

**Q1 特別徴収の対象者となる基準を教えてください。**

A1 公的年金に係る住民税の納税義務者のうち、4月1日現在において国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払を受けている 65歳以上の方が対象です。

**Q2 公的年金からの特別徴収は、本人の意志による選択できますか？**

A2 本人の意志による選択は認められていません。

平成21年4月から、地方税法により、「公的年金等所得に係る個人住民税については、年金から特別徴収の方法により徴収する。」とされており、次に掲げる場合を除き、原則として公的年金を受給しているすべての納税義務者が特別徴収の対象になります。

- ・ 公的年金の年額が18万円未満の方
- ・ 介護保険の特別徴収対象被保険者でない方
- ・ 特別徴収税額が公的年金の年額を超える方

**Q3 公的年金の所得以外に営業所得や不動産所得があります。それらに係る住民税についても年金から特別徴収されますか。**

A3 公的年金所得以外の所得に係る住民税については、年金からの特別徴収は行われず、普通徴収によることとなります。

公的年金から特別徴収できる住民税は公的年金に係る住民税額のみです。

**Q4 今まで給与から合算して年金にかかる住民税を納めていたが、これまでどおり給与からの特別徴収は可能か？**

A4 給与より合算して住民税を特別徴収していた方でも、4月1日現在で65歳以上になると公的年金所得に係る住民税については、給与からの徴収はできません。65歳以上の方の納付方法は、公的年金からの特徴もしくは普通徴収での納付になります。

※公的年金受給者であっても、65歳未満の方は公的年金所得にかかる住民税を、給与からの特別徴収とすることができます。

**Q5 公的年金の所得に係る特別徴収と給与所得に係る特別徴収の両方があります。住民税の均等割は、どちらから特別徴収されますか？**

**A5 給与からの特別徴収より徴収されます。**

※均等割の徴収順位：①給与特徴 ②年金特徴 ③その他普徴

**Q6 公的年金所得に係る特別徴収と給与所得に係る特別徴収があります。それぞれの住民税額の算出方法はどうか？**

**A6 公的年金所得と給与所得を合算し、住民税額の合計額「A」を算出します。**

1、給与所得に係る住民税額「B」を算出します。

2、「A」－「B」＝公的年金所得に係る住民税額を算出します。

※均等割は給与収入より徴収

**Q7 給与所得、公的年金所得、不動産所得があります。その場合の算出方法は？**

**A7 ①全ての税額に係る住民税額を計算…税額A**

②給与所得に係る住民税額を計算…税額B

③給与以外の所得（不動産所得、年金所得）に係る住民税額を計算…税額C  
（税額C＝税額A－税額B）

④公的年金所得に係る住民税額を計算…税額D

(a) 給与所得に係る住民税額＝0（税額B＝0）の場合

税額D＝（税額C－均等割）×公的年金所得／総所得金額等＋均等割  
※100円未満の端数がある場合は切り捨て

(b) 給与所得に係る住民税額＞0（税額B＞0）の場合

税額D＝税額C×公的年金所得／（総所得額－給与特徴分の総所得額）  
※100円未満の端数がある場合は切り捨て

⑤公的年金所得に係る特別徴収額を計算…税額E＝税額D÷2

（100円未満の端数は切り捨て。全額が100円未満のときは100円）

⑥公的年金所得に係る普通徴収額を計算…税額F＝税額D－税額E

⑦不動産所得に係る住民税額を計算…税額G＝税額C－税額D

- Q8** 当初、介護保険料を公的年金から特別徴収されていましたが、年度途中で保険料が変更になったため普通徴収に切り替わりました。住民税については、このまま特別徴収されますか。
- A8** 介護保険料の特別徴収の対象者でなくなった場合は、住民税においても普通徴収に切り替わることとなります。  
税額の変更のほか、転出等より介護保険料の特別徴収の対象者でなくなった場合も普通徴収に切り替わります。
- Q9** 介護保険料と住民税で特別徴収される年金が異なる場合がありますか？
- A9** 介護保険料と住民税は、同一の年金から特別徴収を行うこととなります。ただし、住民税の課税対象とならない障害年金や遺族年金から介護保険料が特別徴収されている方は、住民税については普通徴収となります。
- Q10** 介護保険料と国民健康保険税(または後期高齢者医療保険料)の合計額が、年金額の2分の1を超える場合、国民健康保険税(または後期高齢者医療保険料)については、公的年金からの特別徴収は行われませんが、住民税についてはどうなりますか。
- A10** 介護保険料と国民健康保険税(または後期高齢者医療保険料)の合計額が、年金額の2分の1を超える場合には、国民健康保険税(または後期高齢者医療保険料)については特別徴収が行われず、介護保険料のみが特別徴収されることとなります。  
このとき、所得税と介護保険料を差し引いた年金残額が住民税額より大きい場合には、住民税の特別徴収の対象となります。  
また、年金額から①所得税、②介護保険料、③国民健康保険税(または後期高齢者医療保険料)を差し引いた額が住民税額より大きい場合についても特別徴収の対象となります。※天引きの優先順位は①～③の順。住民税は④番目